

# まちの財政指標を公表します

平成21年4月から、町の財政状況を判断するために設けられた健全化判断比率の公表が義務付けられました。

算定された数値が、黄信号の早期健全化基準と赤信号の財政再生基準を超過した場合、財政健全化計画や財政再生計画を策定し、財政の健全化に向けて取り組まなければなりません。

平成20年度決算に基づく長島町の状況は次のとおりです。

## 行政用語の解説

### ■実質赤字比率

一般会計等の実質赤字が標準財政規模に占める割合を示します。

### ■連結実質赤字比率

全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合を示します。

### ■実質公債費比率

毎年度経常的に収入される財源（町税や普通交付税）のうち、公債費（借金の返済）に充てられた額の占める割合の3カ年平均値をいいます。

### ■将来負担比率

一般会計等の借入金（地方債）や公営企業、組合、設立法人等に対して将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示します。

### ■資金不足比率

簡易水道や下水道事業などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示します。

## ■長島町の健全化判断比率の状況

各比率で早期健全化基準を超えたものではありませんでした（青信号）。

|            | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|------------|--------|----------|---------|--------|
| 平成19年度（参考） | 実質赤字なし | 連結実質赤字なし | 17.9%   | 111.9% |
| 平成20年度     | 実質赤字なし | 連結実質赤字なし | 15.7%   | 86.0%  |
| 早期健全化基準    | 14.97% | 19.97%   | 25.0%   | 350.0% |
| 財政再生基準     | 20.0%  | 40.0%    | 35.0%   | —      |

## ■資金不足比率の状況

各特別会計において資金不足が生じた会計はありませんでした（青信号）。

|            | 簡易水道事業  | 諸浦港埠頭 | 農業集落排水 | 漁業集落排水 | 特定地域生活排水 |
|------------|---------|-------|--------|--------|----------|
| 平成19年度（参考） | 資金不足額なし |       |        |        |          |
| 平成20年度     | 資金不足額なし |       |        |        |          |

**平成20年度長島町標準財政規模 51億5667万7千円**

## 標準財政規模とは

その地方公共団体の標準的な状態で、通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標。地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供するうえで必要な一般財源の目安となる数値で、財政分析や財政運営の指標算出のためなどに利用されます。

◎問い合わせ先＝役場企画財政課財政係 ☎（86）1111 内線1253